

○静岡市森林法施行細則

平成18年3月31日

規則第180号

改正 平成20年10月31日規則第187号

平成24年3月29日規則第29号

平成27年3月30日規則第32号

令和5年9月28日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「政令」という。)及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請書)

第2条 省令第4条に規定する申請書は、林地開発行為許可申請書(様式第1号)によるものとする。

(開発行為の許可書)

第3条 市長は、法第10条の2第1項の規定による開発行為(以下「林地開発行為」という。)の許可をしたときは、林地開発行為許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(工事着手の届出)

第4条 林地開発行為の許可を受けた者(以下「事業者」という。)は、林地開発行為に着手したときは、速やかに林地開発行為着手届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(許可標識の掲示)

第5条 事業者は、林地開発行為の着手の日から完了の日まで、当該開発区域の見やすい位置に林地開発許可標識(様式第4号)を掲示するよう努めるものとする。

(許可事項の変更)

第6条 事業者は、林地開発行為の許可に係る事項を変更しようとする場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の面積を1ヘクタール(政令第2条の3第2号に掲げる行為にあっては、0.5ヘクタール)を超えて増加させるとき。
- (2) 開発行為の目的を変更するとき。
- (3) 防災計画を変更するとき。

2 前項の市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ林地開発変更許可申請書(様式第

5号)に省令第4条に規定する添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

- 3 法第10条の2第2項から第6項までの規定は、第1項の許可について準用する。
- 4 事業者は、許可に係る事項を変更しようとする場合であって第1項各号のいずれにも該当しないときは、林地開発変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 5 事業者は、住所又は氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)を変更したときは、速やかに林地開発事業者変更届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(林地開発行為の中止、廃止等の届出)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 林地開発行為を中止しようとするとき。 林地開発行為中止届(様式第8号)
- (2) 林地開発行為を廃止しようとするとき。 林地開発行為廃止届(様式第9号)
- (3) 林地開発行為を中止した後再開しようとするとき。 林地開発行為再開届(様式第10号)

2 事業者は、前項第1号又は第2号の規定に係る届出をするときは、あらかじめ防災上必要な措置を講ずるものとする。

(林地開発行為等の完了の届出)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 林地開発行為に係る防災計画に関する工事を完了したとき。 林地開発行為防災工事完了届(様式第11号)
- (2) 林地開発行為を完了したとき。 林地開発行為完了届(様式第12号)

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、林地開発行為の一部について、前項第2号に規定する林地開発行為完了届を提出することができる。

- (1) 林地開発行為に係る土地の分割が可能で、独立して使用に供し得るものであるとき。
- (2) 林地開発行為に係る土地の分割が災害防止に支障とならないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が開発行為に係る土地の分割を適当であると認めたとき。

(地位の承継の届出)

第9条 事業者から林地開発行為を行う権原を取得した者は、遅滞なく、林地開発行為地位

承継届(様式第13号)に省令第4条第4号から第7号までに掲げる書類及び林地開発行為を行う権原を取得したことを証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(林地開発行為の通知)

第10条 法第10条の2第1項第1号又は第3号に該当する場合において林地開発行為をしようとする者は、あらかじめ市長に通知するとともに、法の目的に即して施行するよう努めるものとする。

(立木の伐採の許可及び届出)

第11条 政令第4条の2第1項及び第2項に規定する伐採許可申請書は、保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書(様式第14号)によるものとする。

2 政令第4条の2第5項の規定による通知は、許可したときにあつては保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書(様式第15号)を、許可しない時にあつては保安林(保安施設地区)内立木伐採不許可通知書(様式第15号の2)に理由を付して、申請者に交付する。

3 省令第60条第2項に規定する届出書は、保安林(保安施設地区)内における許可を要しない立木伐採届出書(様式第16号)によるものとする。

4 省令第65条第1項に規定する届出書は、保安林(保安施設地区)内における許可に係る立木伐採届出書(様式第17号)によるものとする。

5 省令第66条第1項に規定する届出書は、保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書(様式第18号)によるものとする。

6 法第34条の2第1項又は法第34条の3第1項に規定する届出書は、保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書(様式第19号)によるものとする。

(土地形質変更等の許可及び届出)

第12条 省令第61条に規定する申請書は、保安林(保安施設地区)内土地形質変更等許可申請書(様式第20号)によるものとする。

2 市長は、法第34条第2項の許可をしたときは、保安林(保安施設地区)内土地形質変更等許可書(様式第21号)を交付するものとする。

3 省令第63条第2項に規定する届出書は、保安林(保安施設地区)内下草、落葉又は落枝の採取届出書(様式第22号)によるものとする。

(許可期間の延長)

第13条 法第34条第1項又は第2項(法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者は、伐採等の期間を延長しようとするときは、当該許可の期間の満了する日の15日前までに、市長に対し保安林(保安施設地区)内立木伐採(土地形質変更等)許可期間延長申

請書(様式第23号)を提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、保安林(保安施設地区)内立木伐採(土地形質変更等)許可期間延長許可書(様式第24号)を申請者に交付する。

(変更の届出)

第14条 法第34条第1項又は第2項(法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)を変更したときは、速やかに保安林(保安施設地区)内許可行為者変更届(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(土地形質変更等の着手の届出)

第15条 法第34条第2項(法第44条において準用する場合を含む。)の規定により土地の形質変更等の許可を受けた者(以下「土地形質変更等行為者」という。)が行為に着手したときは、速やかに保安林(保安施設地区)内土地形質変更等着手届(様式第26号)を市長に提出しなければならない。ただし、省令第60条第1項第5号の規定により、あらかじめ市長に届け出た場合は、この限りでない。

(土地形質変更等の許可標識の掲示)

第16条 土地形質変更等行為者は、許可に係る行為の着手の日から完了の日まで、当該行為を行う場所の見やすい位置に保安林(保安施設地区)内土地形質変更等許可標識(様式第27号)を掲示するよう努めるものとする。

(土地形質変更等の方法の変更の届出)

第17条 土地形質変更等行為者は、許可に係る行為の方法を変更しようとするときは、保安林(保安施設地区)内土地形質変更等行為変更届(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

(土地形質変更等行為の中止、廃止等の届出)

第18条 土地形質変更等行為者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 許可に係る行為(保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設の改良する行為に限る。第3号において同じ。)を中止しようとする場合 保安林(保安施設地区)内土地形質変更等行為中止届(様式第29号)

(2) 許可に係る行為を廃止しようとする場合 保安林(保安施設地区)内土地形質変更等行為廃止届(様式第30号)

(3) 許可に係る行為を中止した後再開しようとする場合 保安林(保安施設地区)内土地

形質変更等行為再開届(様式第31号)

2 土地形質変更等行為者は、前項第1号又は第2号の規定により届出をするときは、あらかじめ防災上必要な措置を講じるものとする。

3 第1項第2号の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為地を森林に復旧する等保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。

(土地形質変更等の完了の届出)

第19条 土地形質変更等行為者は、許可に係る行為が完了したときは、速やかに保安林(保安施設地区)内土地形質変更等行為完了届(様式第32号)を市長に提出しなければならない。

(土地形質変更等の地位の承継の届出)

第20条 土地形質変更等行為者から許可に係る行為を行う権原を取得した者は、遅滞なく、保安林(保安施設地区)内土地形質変更等行為地位承継届(様式第33号)に許可に係る行為を行う権原を取得したことを証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(立入調査等の許可申請書)

第21条 省令第83条に規定する申請書は、立入調査等許可申請書(様式第34号)によるものとする。

(立入調査等の許可等)

第22条 市長は、法第49条第1項又は第6項の規定による立入調査等について、許可をしたときにあっては立入調査等許可書(様式第35号)を、許可をしないときにあっては立入調査等不許可通知書(様式第36号)に理由を付して、申請者に交付する。

(土地占有者等への通知)

第23条 法第49条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する通知は、立入調査等許可に関する意見書提出願(様式第37号)により行うものとする。

2 法第49条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、立入調査等意見書(様式第38号)により行うものとする。

(使用権設定等の許可申請書)

第24条 省令第84条又は省令第88条に規定する申請書は、使用権設定(水流における工作物の使用等)協議認可申請書(様式第39号)によるものとする。

(使用権設定等に関する認可等)

第25条 市長は、法第50条第1項(法第65条及び法第66条において準用する場合を含む。)に規定する認可をしたときにあっては使用権設定(水流における工作物の使用等)協議認可書(様式第40号)を、認可をしないときにあっては使用権設定(水流における工作物の使

用等)協議不認可通知書(様式第41号)に理由を付して、申請者に交付する。

(使用権設定等に関する通知)

第26条 法第50条第5項(法第65条及び法第66条において準用する場合を含む。)に規定する通知は、使用権設定(水流における工作物の使用等)協議認可済通知書(様式第42号)により行うものとする。

(平24規則29・一部改正)

(裁定の申請)

第27条 省令第85条に規定する申請書は、使用権設定(収用請求、水流における工作物の使用等)裁定申請書(様式第43号)によるものとする。

(土地所有者等への通知)

第28条 法第52条第1項(法第55条第2項、法第65条及び法第66条において準用する場合を含む。)に規定する通知は、使用権設定(収用請求、水流における工作物の使用等)に関する意見書提出願(様式第44号)により行うものとする。

2 法第52条第1項(法第55条第2項、法第65条及び法第66条において準用する場合を含む。)に規定する意見書は、使用権設定(収用請求、水流における工作物の使用等)意見書(様式第45号)により行うものとする。

(裁定の通知)

第29条 法第53条第3項(法第65条及び法第66条において準用する場合を含む。)に規定する通知は、使用権設定(水流における工作物の使用等)裁定通知書(様式第46号)により行うものとする。

2 法第55条第4項において準用する法第53条第3項に規定する通知は、収用請求裁定通知書(様式第47号)により行うものとする。

(協議がととのった場合の届出)

第30条 省令第87条に規定する届出は、使用権設定(収用請求、水流における工作物の使用等)協議成立届出書(様式第48号)によるものとする。

(申請書等の提出部数)

第31条 法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(身分を示す証票)

第32条 法第188条第4項に規定する証票は、身分証明書(様式第49号)によるものとする。

(平24規則29・一部改正)

(雑則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、静岡県森林法施行細則(平成12年静岡県規則第45号)の規定によりなされた手続その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、施行日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(由比町の編入に伴う経過措置)

3 由比町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、静岡県森林法施行細則の規定によりなされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則187・追加)

附 則(平成20年10月31日規則第187号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市森林法施行細則の様式(様式第49号を除く。)により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成27年3月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 様式第1号及び様式第5号の改正規定の施行の際、現に改正前の静岡市森林法施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市森林法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 様式第1号及び様式第5号の改正規定の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

林地開発許可申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

（注）

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載してください。
- 2 開発行為を行うことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続きを必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載してください。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。

なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができます。

3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合の手続きの状況を記載してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

林地開発行為許可書

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、森林法第10条の2第1項の規定に基づき、次のとおり許可します。

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為に係る森林の面積
- 3 開発行為の目的
- 4 許可の条件

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第3号（第4条関係）

林地開発行為着手届

年 月 日

（あて先）静岡市長

事業者 住所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }

次のとおり開発行為に着手したので、静岡市森林法施行細則第4条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の着手年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
設計者の住所、氏名及び電話番号	
工事施工者の住所、氏名及び電話番号	

（注）

- 1 この届には、別紙の工程表を添付してください。

様式第4号（第5条関係）

林 地 開 発 許 可 標 識		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	静 岡 市 長
開 発 行 為 の 目 的		
申 請 者 名	電 話	
工 事 施 工 者 名	電 話	
工 期	着 手 年 月 日	年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

(注) 大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。

様式第5号（第6条関係）

林地開発変更許可申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

次のとおり開発行為を変更したいので、静岡市森林法施行細則第6条第2項の規定により申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

（注）

- 1 土地の面積の変更の場合は、開発行為に係る森林の土地の面積欄に、変更前と変更後の面積を対照させて記載してください。
- 2 防災上必要な措置について変更がある場合は、開発行為の施行体制の欄に工事施工者の氏名及び電話番号を記載するとともに、当該工事施工者に防災上必要な措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。

- 3 備考欄には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続きの状況（当該手続きを必要とする場合に限る。）を記載してください。
- 4 備考欄には、行政庁の許認可その他の処分の手続の状況（当該処分を必要とする場合に限る。）並びに申請者、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。

様式第6号（第6条関係）

林地開発変更届

年 月 日

（あて先）静岡市長

事業者住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為の許可に係る事項を変更したいので、静岡市森林法施行細則第6条第4項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
変更の理由	
変更の内容	
備考	

（注）

- 1 土地の面積の変更の場合は、開発行為に係る森林の土地の面積欄に、変更前と変更後の面積を対照させて記載してください
- 2 備考欄には、行政庁の許認可その他の処分の手続の状況（当該処分を必要とする場合に限る。）並びに事業者、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。

様式第7号（第6条関係）

林地開発事業者変更届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地
事業者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為の事業者に係る事項を変更したので、静岡市森林法施行細則第6条第5項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所		
変 更 の 理 由		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

(注)

- 1 法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書を添付してください。

様式第8号（第7条関係）

林地開発行為中止届

年 月 日

（あて先）静岡市長

事業者
住所
氏名

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為を中止したいので、静岡市森林法施行細則第7条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の中止予定年月日	年 月 日
開発行為の再開予定年月日	年 月 日
中止の理由	
防災上講じた措置	
備考	

（注）

- 1 備考欄には、事業者、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。
- 2 実施状況を明示した図面及び現況写真を添付してください。

様式第9号（第7条関係）

林地開発行為廃止届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地
事業者
氏名 } 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為を廃止したいので、静岡市森林法施行細則第7条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為の廃止予定年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
防 災 上 講 じ た 措 置	
備 考	

（注）

- 1 備考欄には、事業者、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。
- 2 実施状況を明示した図面及び現況写真を添付してください。

様式第10号（第7条関係）

林地開発行為再開届

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者
住所 〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり開発行為を再開したいので、静岡市森林法施行細則第7条第1項の規定により
届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為の中止年月日	年 月 日
開発行為の再開予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
設 計 者 の 住所、氏名及び電話番号	
工 事 施 工 者 の 住所、氏名及び電話番号	

（注）

この届には、別紙の工程表を添付してください。

様式第11号（第8条関係）

林地開発行為防災工事完了届

年 月 日

（あて先）静岡市長

事業者
住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

次のとおり防災計画に係る工事を完了したので、静岡市森林法施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
防災工事の完了年月日	年 月 日
完了した防災工事の工種及び数量	
備考	

（注）

- 1 備考欄には、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。
- 2 しゅん工図、しゅん工写真等を添付してください。

様式第12号（第8条関係）

林地開発行為完了届

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為を完了したので、静岡市森林法施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
開発行為の完了年月日	年 月 日
完了の範囲	
備考	

（注）

- 1 完了の範囲欄には、全部の完了の場合は全部と、一部の完了の場合は完了した工区名等を記載してください。
- 2 備考欄には、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号を記載してください。
- 3 しゅん工図、しゅん工写真等を添付してください。

様式第13条（第9条関係）

林地開発行為地位承継届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

地位を承継した者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為に係る事業者の地位を承継したので、静岡市森林法施行細則第9条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 人	住 所
	氏 名
承 継 の 理 由	

（注）

次に掲げる書類を添付してください。

- （1） 地位を承継した者が法人である場合にあっては当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合にあっては代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- （2） 当該開発行為を行う権原を取得したことを証する書類

様式第14号（第11条関係）

保安林内立木伐採許可申請書

（あて先） 静岡市長

※

年月日	用樹令	数量	
	森林令	区分	面積
	薪別令		材積
	簿		

住所
 〔 法人にあっては、その主たる所在地 〕

申請者
 氏名
 〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり森林の伐採をしたいので許可されたく、森林法第34条第1項第44条において準用する同法第34条第1項の規定により申請します。

保安林の指定の目的

森林の所在場所		森林所有者		伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha (m3)	伐採の期間	森林施業計画の有無	備考
市町村 (大字)	字	地番	住所					

(注)

- 1 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに作成してください。
- 2 伐採の方法別欄には、皆伐又は択伐の別を記載してください。
- 3 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年令の低いものの年令と、最も年令の高いものの年令を「○～○」のように記載してください。
- 4 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあつては伐採立木材積の記載を要しません。
- 5 伐採の面積は実測又は見込みとし、小数第4位まで記載してください。
- 6 森林施業計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林施業計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載してください。
- 7 備考欄には、伐採立木の搬出方法及び伐採跡地について行う植栽の時期を記載してください。

第 号
年 月 日

静岡市長 氏 名 印

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、許可したので、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知します。

保安林（保安施設地区）の指定目的

森林の所在場所					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積又は伐採材積 ha (m ³)	備考
市・区	町	大字	字	地番				

許可の条件

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保安林（保安施設地区）内立木伐採不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった立木の伐採については、不許可としたので、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知します。

保安林（保安施設地区）の指定目的

森 林 の 所 在 場 所					伐 採 の 方 法 別	伐 採 す る 立 木 の 樹 種 及 び 年 齢	伐 採 面 積 又 は 伐 採 立 木 材 積 ha (m ³)	備 考
市・区	町	大字	字	地番				

不許可の理由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第16号(第11条関係)

保安林(保安施設地区)内における許可を要しない立木伐採届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
届出者
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第60条の規定により届け出ます。

保安林(保安施設地区)の指定の目的

森 林 の 所 在 場 所	
伐 採 の 目 的	
伐 採 を 開 始 す る 日 及 び 伐 採 を 終 わ る 日	
伐 採 面 積 及 び 伐 採 立 木 の 本 数	
伐採の方法(皆伐・択伐・間伐の別) 並びに伐採する立木の樹種及び年齢	
備 考	

(注)

伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。

様式第18号（第11条関係）

保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

保安林（保安施設地区）内において立木を伐採したので、森林法第 34 条第 9 項の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の所在場所 市 区 町(大字) 字 地番

保安林（保安施設地区）の指定目的

理 由	
行為の日時	
行為の方法	
備 考	

(注)

- 1 届出書は、伐採その他の行為についての箇所ごとに作成してください。
- 2 理由欄には、非常災害の発生年月日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載してください。
- 3 立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載してください。

様式第19号（第11条関係）

保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者
住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

次のとおり森林の立木を 択伐 間伐 したいので、森林法 第34条の2第1項 第34条の3第1項 の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的

森林の所在場所	
伐採樹種	
伐採をしようとする立木の年齢	
伐採立木材積	
伐採箇所の面積	
伐採方法又は間伐の方法	
伐採の期間	
森林施業計画の有無	
備 考	

（注）

- 1 伐採対象面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載してください。
- 2 伐採方法の欄には、択伐の場合は単木、帯状、群状等選木方法を、間伐の場合は単木及び列状等選木方法をそれぞれ記載してください。
- 3 森林施業計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書に規定する森林施業計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載してください。

様式第 20 号（第 12 条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等許可申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

保安林（保安施設地区）内において土地の形質変更等をしたいので許可されたく、森林法

第 34 条第 2 項
第 44 条において準用する同法第 34 条第 2 項 の規定によりその許可を申請します。

森 林 の 所 在 場 所		
保 安 林 の 指 定 の 目 的		
行 為 の 方 法	目 的	
	内 容	
	面 積 等	
	工 事 の 方 法 及 び そ の 他	
期 間		
備 考		

(注)

- 1 申請者は、行為を行うべき箇所ごとに作成してください。
- 2 行為の方法欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載してください。
- 4 実施計画書、実施計画図、土量計算書その他必要な図書及び当該行為について行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下この項において「処分」という。）を必要とする場合にあつては、当該処分に係る申請の状況を記載した書類又は当該処分があったことを証する書類を添付してください。この場合において、当該処分に係る申請の状況を記載した書類又は当該処分があったことを証する書類は、次の各号に掲げるものとします。
 - (1) 申請中の処分については、処分の種類、申請先及び申請年月日を記載した書類
 - (2) 未申請の処分については、処分の種類、申請先及び申請予定時期を記載した書類
 - (3) 処分があったことを証する書類は、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は指令書の写し
- 5 添付する図面の様式は、保安林指定（解除）申請書に添付する図面の様式に準じてください。

様式第21号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 圃

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等許可書

年 月 日 付け 第 号をもって申請のあった保安林内における土地の形質変更行為等については、森林法第34条第2項の規定に基づき次のとおり許可します。

1 土地の所在場所

2 保安林の種類

3 行為の目的

4 行為の面積等

5 工事の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

使用の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

6 許可の条件

（教 示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

担当：

電話：

様式第22号(第12条関係)

保安林(保安施設地区)内下草、落葉又は落枝の採取届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

届出者

氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

保安林(保安施設地区)内において下草、落葉又は落枝を採取したいので、森林法施行規則第63条第2項の規定により届け出ます。

森林の所在場所：

保安林(保安施設地区)の指定の目的

行 為 の 目 的		
行 為 の 方 法		
期 間	始 期	
	終 期	
備 考		

(注)

- 1 届出書は、行為を行う箇所ごとに作成してください。
- 2 行為の目的欄には、採取物の使用目的について記載してください。
- 3 行為の方法欄には、採取物の種類及び数量並びに採取方法を記載してください。

様式第23号（第13条関係）

保安林（保安施設地区）内立木伐採（土地形質変更等）許可期間延長申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申請者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり 立木伐採
土地形質変更等 の許可の期間を延長したいので、静岡市森林法施行細則
第13条第1項の規定により申請します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
森 林 の 所 在 場 所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
期 間 延 長 後 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
延 長 日 数	日間延長
延 長 理 由	

様式第24号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

保安林（保安施設地区）内立木伐採（土地形質変更等）許可期間延長許可書

年 月 日 付け第 号をもって申請のあった保安林内における

立木伐採
土地形質変更等 行為許可の期間延長については、次のとおり許可します。

可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
期間延長後の完了予定年月日	年 月 日
延長日数	日間延長
延長理由	

担当：

電話：

様式第25号（第14条関係）

保安林（保安施設地区）内許可行為者変更届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり許可行為者に係る事項を変更したので、静岡市森林法施行細則第14条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在地	
変更の理由	
変更の内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

様式第26号（第15条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等着手届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり土地の形質変更等の許可に係る行為に着手したので、静岡市森林法施行細則第15条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
許可行為の方法	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

様式第27号 (第16条関係)

保安林 (保安施設地区) 内土地形質変更等許可標識		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	静 岡 市 長
許 可 行 為 の 目 的		
申 請 者 名	電 話	
施 行 者 名	電 話	
許 可 行 為 の 期 間	着 手 年 月 日 年 月 日 完 了 予 定 年 月 日 年 月 日	

(注) 大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上としてください。

様式第28号（第17条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為変更届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり形質変更等の許可に係る行為の方法を変更したいので、静岡市森林法施行細則第17条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
変更の理由	
変更の内容	
備 考	

様式第29号（第18条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為中止届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり形質変更等の許可に係る行為を中止したいので、静岡市森林法施行細則第18条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
中止予定年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日
中止の理由	
防災上講じた措置	
備 考	

（注）

- 1 現況写真を添付してください。

様式第30号（第18条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為廃止届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者
氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり形質変更等の許可に係る行為を廃止したいので、静岡市森林法施行細則第18条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
防災上講じた措置	
備 考	

（注）

- 1 現況写真を添付してください。

様式第31号（第18条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為再開届

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者
住所 〔 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり形質変更等の許可に係る行為を再開したいので、静岡市森林法施行細則第18条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
中止年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

様式第32号（第19条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為完了届

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者
住所 〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏名 〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり形質変更等の許可に係る行為が完了したので、静岡市森林法施行細則第19条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在場所	
完了予定年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
備 考	

様式第33号（第20条関係）

保安林（保安施設地区）内土地形質変更等行為地位承継届

年 月 日

（あて先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

地位を承継した者

氏名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

次のとおり形質変更等に係る行為者の地位を承継したので、静岡市森林法施行細則第20条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
森林又は土地の所在地	
許可行為の目的	
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
承継年月日	年 月 日
被承継人	住 所
	氏 名
承継の理由	

（注）

- 1 当該行為を行う権原を取得したことを証する書類を添付してください。

様式第34号（第21条関係）

立入調査等許可申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住所 } 法人にあつては、その主たる事務所の所在地
氏名 } 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり立入調査等を行いたいので、森林法 第49条第1項 第49条第6項において準用する法第49条第1項の規定により申請します。

許可を受けようとする目的	
立ち入るべき土地の所在、地番及び地目	
立ち入るべき土地の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所	
立入の時期及び期間	
立木竹の伐採をするかどうか並びに伐採をする場合にあつてはその箇所及び数量	
備 考	

様式第35号（第22条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

立入調査等許可書

年 月 日付けで申請のありました立入調査等については、次のとおり許可いたします。

許可を受けた目的	
立ち入るべき土地の所在、 地番及び地目	
立ち入るべき土地の所有者 及び関係人の氏名 又は名称及び住所	
立入の時期及び期間	
立木竹の伐採をするかどうか 並びに伐採をする場合に あつてはその箇所及び数量	
備 考	

様式第36号（第22条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 団

立入調査等不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました立入調査等については、次のとおり許可しない
ので通知します。

申 請 の 目 的	
申請のあった土地の所在 、 地 番 及 び 地 目	
申請のあった土地の所有者 及び関係人の氏名 又は名称及び住所	
不 許 可 の 理 由	
備 考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第37号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

立入調査等許可に関する意見書提出願

次のとおり立入調査等に伴う許可申請がありましたので、
森林法 第49条第2項
第49条第6項において準用する法第49条第2項 の規定により通知します。

また、これに関する意見については、 年 月 日までに立入調査等意見書（様式第38号）により静岡市長宛て提出願います。

許可を受けようとする目的	
立ち入るべき土地の所在、 地 番 及 び 地 目	
立入の時期及び期間	
立木竹の伐採をするかどうか並びに伐採をする場合に あつてはその箇所及び数量	
許可申請人氏名又は 名 称 及 び 住 所	
許 可 申 請 年 月 日	
備 考	

様式第38号（第23条関係）

立入調査等意見書

年 月 日

（あて先）静岡市長

提出者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で通知のあった件について、次のとおり意見を提出します。

申請内容について 承諾する ・ 承諾しない	
意見の内容 (承諾しない場合)	
備 考	

(改正後(案))

様式第39号(第24条関係)

年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
申請者
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

使用権設定(水流における工作物使用等)協議認可申請書

次のとおり 使用権設定 水流における工作物使用等 の協議を行いたいので、

第50条第1項
森林法 第65条において準用する法第50条第1項 の規定により申請します。
第66条において準用する法第50条第1項

・使用権設定 ・工作物の使用、移動、改造又は除却 の目的	
・使用権を設定すべき土地等の所在、地番、地目及び面積 ・使用、移動、改造又は除却をすべき工作物の種類及びその所在場所	
・使用すべき土地等の所有者及び関係人の氏名又は 除却をすべき工作物の名称及び住所	
使用等の時期及び期間	
備考	

様

静岡市長 氏 名 印

使用権設定（水流における工作物使用等）協議認可書

年 月 日付けで申請のありました 使用権設定
水流における工作物使用等 の協議について
は、次のとおり認可いたします。

・使用権設定 ・工作物の使用、移 動、改造又は除却 の 目 的	
・使用権を設定すべき土地等の所在、地番 、地目及び面積 ・使用、移動、改造又は除却をすべき工作 物の種類及びその所在場所	
・使用すべき土地等 の所有者及び関 係人の氏名又 は 係人の氏名又 除却をすべき工作物 名称及び住所	
使 用 等 の 時 期 及 び 期 間	
備 考	

(改正後(案))

様式第41号(第25条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

使用権設定(水流における工作物使用等)協議不認可通知書

年 月 日付で申請のありました 使用権設定
水流における工作物使用等 の協議について
は、次のとおり認可しないので通知します。

申 請 の 目 的	
申請のあった ・土地等の所在、 地番及び地目 ・工作物の種類及 びその所在場所	
申請のあった土地等の 所有者及び関係人の 氏名又は名称及び住所	
不 認 可 の 理 由	
備 考	

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第42号（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 園

使用権設定（水流における工作物使用等）協議認可済通知書

次のとおり 使用権設定
水流における工作物使用等 の協議については認可しましたので

第50条第3項
森林法 第65条において準用する法第50条第3項 の規定により許可します。
第66条において準用する法第50条第3項

・使用権設定 ・工作物の使用、移動、改造又は除却 の目的	
・使用権を設定すべき土地等の所在、 地番、地目及び面積 ・使用、移動、改造又は除却をすべき 工作物の種類及びその所在場所	
使用等の時期及び期間	
協議認可申請者の氏名 又は名称及び住所	
認可年月日	
備考	

様式第43号（第27条関係）

使用権設定（収用請求、水流における工作物使用等）裁定申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり 使用権設定 収用請求 水流における工作物使用等 の協議がととのわないため、裁定を願いたい

ので、森林法 第51条 第55条第2項において準用する法第51条 の規定により申請します。
第65条において準用する法第51条
第66条において準用する法第51条

裁 定 の 区 分	使用権の設定・収用請求・水流における工作物使用等
・使用権設定 ・収用請求 の 目 的 ・工作物の使用、移動、改造又は除却	
相手方の氏名又は名称及び住所	
・使用権を設定すべき土地等の所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所 ・収用すべき土地等 ・使用、移動、改造又は除却をすべき工作物	
・使用権を設定すべき土地等の所在、地番、地目及び面積 ・収用すべき土地等 ・収用、使用、移動、改造又は除却をすべき工作物の種類及びその所在場所	
・設定すべき使用権 の 内容及び ・収用請求 存 続 期 間 ・工作物の使用、移動、改造又は除却	
・使 用 等 用 の 時 期 ・収	
補償金の額並びにその支払の時期及び方法	
裁 定 申 請 の 理 由	
備 考	

(注)

裁定の区分欄は、申請しようとする裁定の区分を○印で囲んでください。

様式第44号（第28条関係）

第 号

年 月 日

使用権設定（収用請求、水流における工作物使用等）に関する意見書提出願

様

静岡市長 氏 名 印

使用権設定
次のとおり 収用請求 水流における工作物使用等 の裁定申請がありましたので、

第 52 条第 1 項
第 55 条第 2 項において準用する法第 52 条第 1 項 規定により通知します。
森林法 第 65 条において準用する法第 52 条第 1 項
第 66 条において準用する法第 52 条第 1 項

また、これに関する意見については、 年 月 日までに使用権設定（収用請求、水流における工作物使用等）意見書（様式第45号）により静岡市長宛て提出願います。

裁 定 の 区 分	使用権の設定・収用請求・水流における工作物使用等
・使用権設定 ・収用請求 の 目 的 ・工作物の使用、移動、改造又は除却	
・使用権を設定すべき土地等の所在、地番、 ・収用すべき土地等 地目及び面積 ・収用、使用、移動、改造又は除却をすべき工作物の種類及びその所在場所	
・設定すべき使用権 ・収用請求 の 内容及び ・工作物の使用、移動、 存 続 期 間 改造又は除却	
・使 用 等 ・収 用 の 時 期	
補償金の額並びにその支払の時期及び方法	
裁 定 申 請 の 理 由	
裁 定 申 請 人 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	
裁 定 申 請 年 月 日	
備 考	

様式第45号（第28条関係）

使用権設定（収用請求、水流における工作物使用等）意見書

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

年 月 日付け 第 号で通知のあった件について、次のとおり意見を提出
します。

意見の内容	
備 考	

様

静岡市長 氏 名 印

使用権設定（水流における工作物使用等）裁定通知書

年 月 日付けで申請のありました 使用権設定
水流における工作物使用等 については、次

のとおり裁定しましたので通知します。

裁 定 年 月 日	
・使用権設定 ・水流における の可否 工作物使用等	可 ・ 否
・使用権を設定すべき土地等の所在、 地番、地目及び面積 ・使用、移動、改造又は除却をすべき 工作物の種類及びその所在場所	
・設定すべき使用権 の内容及び ・工作物の使用、移動、 存続期間 改造又は除却	
使 用 等 の 時 期	
補償金の額並びにその 支払の時期及び方法	
否 の 理 由	
備 考	

（教示） 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第47号（第29条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

収用請求裁定通知書

年 月 日付けで申請のありました収用請求については、次のとおり裁定しましたので通知します。

裁 定 年 月 日	
収 用 の 可 否	可 ・ 否
・収用すべき土地等の所在、地番、地目及び面積 ・収用すべき工作物の種類及び所在場所	
収 用 の 時 期	
補償金の額並びにその支払の時期及び方法	
否 の 理 由	
備 考	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 48 号（第 30 条関係）

使用権設定（収用請求、水流における工作物使用等）協議成立届出書

年 月 日

（あて先）静岡市長

届出者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

使用権設定
次のおり 収用請求 について協議がととのいましたので、森林法
水流における工作物使用等

第57条の規定により届け出ます。

・使用権を設定すべき 土地等 の所在、地番、 ・収用すべき土地等 地目及び面積 ・収用、使用、移動、改造又は除却をす べき工作物の種類及びその所在場所	
・設定すべき使用権 ・収用請求 の内容及び ・工作物の使用、移動、 存続期間 改造又は除却	
・使用等 ・収用の時期	
補償金の額並びにその支払の時期及び方法	
備考	

表

第	号						
年	月	日					
身 分 証 明 書							
職名及び氏名							
上記の者は、森林法(昭和26年法律第249号)第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証明する。							
有効期限	年	月	日	静岡市長	氏	名	印

裏

森林法抜粋
(立入調査等)
第188条 (略)

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立竹木を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

表

		第	号
		年	月
		日	
身 分 証 明 書			
住所及び氏名			
上記の者は、森林法(昭和26年法律第249号)第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査ができる者であることを証明する。			
有効期限	年	月	日
	静岡市長	氏	名 <input type="checkbox"/>

00

裏

森林法抜粋 (立入調査等) 第188条 (略) 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。 3 (略) 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
--